

書類審査

資料 8

平成28年度

内水面資源回復事業補助金

評価表 NO.

34

所管部課名	林務水産課		担当者	外城 康信				
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、内水面資源回復事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成28年度 予算額	1,300千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	千円	1,300千円				
		指標名	目標値	目標年度				
成果指標①		放流魚種と放流数量（尾数及び重さ）	アユ等 26,000尾/750kg	平成33年度				
成果指標②								
補助対象者	川内市内水面漁業協同組合							
補助対象経費	内水面漁業の振興に必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	資源放流							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額							
上記項目の積算方法	1,300,000円							
補助を受ける3年間の事業（団体）等の決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	1,612,350	55.4%	1,518,671	53.9%	1,021,753	44.0%
		会費収入	429,460	14.7%	302,567	10.7%	344,753	14.8%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	1,182,890	40.6%	1,216,104	43.1%	677,000	29.2%
		市補助金	1,300,000	44.6%	1,300,000	46.1%	1,300,000	56.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	2,912,350	100.0%	2,818,671	100.0%	2,321,753	100.0%	
	支出	事業費	2,912,350	100.0%	2,818,671	100.0%	2,321,753	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	2,912,350	100.0%	2,818,671	100.0%	2,321,753	100.0%	
	支出計/前年度支出計			96.8%		82.4%		
	自己資金/前年度自己資金			94.2%		67.3%		
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	アユ等	41,000尾/1,435kg	アユ等	25,840尾/1,804.2kg	アユ等	25,800尾/732kg		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」昭和59年から補助額が見直されていない。金額を含めた見直しの時期にあると思われる。</p> <p>【前回評価への回答】川内川に放流している魚種はウナギ、アユ。モクズガニ、フナ、シジミ、手ながエビである。種苗代の経費を含めて継続的な放流を実施しているところであるため、見直しは厳しいものがある。</p> <p>【事業のPR方法】平成22年度から「川魚を食する会」を再開し、PRに努めている。</p> <p>【その他】</p> <p>①現在シラスウナギの漁獲量が激減する中、川内川の資源を絶やさないためにも存続すべきである。</p> <p>②「川魚を食する会」「川内川の清掃」などを行い、川内川の魚食普及や環境美化に努めている。</p> <p>③ウナギの種苗放流については、県水産技術開発センターを中心に現在調査中である。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	放流による資源の維持を図っている。 川内市内水面漁業協同組合は、川内川の清掃等を行い美化に努めている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	①本市養鰻産業（総生産額約4,356万円）を支えるシラスウナギ漁を持続させるためにも必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	川内川における資源管理が徹底しているという理由で例年、日鰻連も川内川への放流を実施している。川内川の資源管理という意味からすれば評価されている。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	内水面漁業においては、基本的にシラスウナギ等の採取が多いため内水面漁協がすべきである。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	いまのところ川魚の資源量や生態は分かっていないが、シラス遡上量が激減する中、放流は必要である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	内水域の放流は、河川等の漁業権に付加される条件で、県の内水面漁場管理委員会から示された数量以上の放流を行っている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	本市が行う産業祭にも率先して協力している。「川魚を食する会」を開催し、川魚の普及事業に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	川内川の資源維持、増加を目的に放流している。他に手段がないために、市が補助している。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	川内川の資源維持、増加への補助として適当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 今後も川内川水産資源の保護をする必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 当面は、事業内容の継続と充実の指導		≪まとめ≫

内水面資源回復事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる内水面資源回復事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 内水面資源回復に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は川内市内水面漁業協同組合とする。
- (2) 事業計画の内容が内水面魚介類の維持及び培養に関するものであること。
- (3) 全号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 内水面資源回復事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 内水面漁業の振興に必要と認められる経費。

(交付の申請)

第5条 規則第5条に基づき申請を行うものとする。

2 規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

(交付の基準)

第6条 内水面資源回復事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に内水面資源回復事業補助金を交付することが適当でないとして認められる場合

(実績報告)

第7条 規則第15条に基づき実績報告を行うものとする。

(効果の測定)

第8条 内水面資源回復事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 放流魚種と放流数量（尾数及び重さ）
- (2) 漁獲量

(補助事業者等の責務)

第9条 内水面資源回復事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の内水面

漁業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、当該年度において検討を行い、その結果に基づいて、次年度において所要の措置を講ずるものとする。